

堺市会計年度OB職員採用選考試験案内 (自治体等勤務経験者)

【試験日程】

面接試験：令和7年5月10日（土）

（応募が多数の場合、5月11日（日）も実施する場合があります。）

【受付期間】

令和7年4月18日（金）から令和7年5月2日（金）まで

【採用予定日】

令和7年8月1日（金） ※採用日は前後する場合があります。

堺市健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課

自治体等勤務経験者とは・・・

これまで本市以外の自治体で長年勤務し、行政の専門的な知識と経験を有する方に、堺市の即戦力として活躍していただく職員を募集します。

あなたが培った『行政のスペシャリスト』としての知識と経験を、堺市の市政に活かしていただきたいと考えています。

1 募集内容

(1) 試験区分

試験 区分	業務内容	採用 予定数
事務	本市内の社会福祉法人における一般指導監査に係る業務等に従事	1 名

(2) 受験資格

- ◆本市以外の他自治体（国、都道府県、市町村等）において常勤職員として25年以上の勤務経験を有する人
- ◆昭和 35 年 4 月 2 日以降に生まれた人（令和 7 年度末年齢が 65 歳までの人）
- ◆パソコンの基本操作（文書作成）ができる人
- ◆健康状態において、通常勤務が可能であること
- ◆国籍及び学歴は問いません。
- ◆地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる人を含む。）は受験できません。

地方公務員法第16 条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程等

(1) 試験日時

令和7年5月10日（土）

（応募が多数の場合、5月11日（日）も実施する場合があります。）

(2) 集合場所

集合場所等の詳細については、申込受付後、ご案内します。

(3) 試験内容

これまでの職歴における知識・経験や、応募分野の専門知識について、20分程度面接を行います。受験申込時に提出する小論文と、面接試験の内容により合否を決定します。

(4) 合格発表

合格発表は令和7年5月中旬を予定しています。結果の可否に関わらず、受験者本人に結果通知書を郵送します。

※ 電話等による可否の問い合わせにはお答えできません。

3 受験申込方法

(1) 申込受付期間

令和7年4月18日（金）9時00分から

令和7年5月2日（金）17時30分まで

（令和7年5月2日（金）消印有効）

(2) 申込方法

所定の『堺市会計年度OB職員（自治体等経験者）採用選考申込書』及び『小論文』等に必要事項を記入し、提出先（健康福祉総務課）まで簡易書留にて郵送または直接持参してください。

※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合は、申込を受理しないことがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類 ○堺市会計年度OB職員（自治体等経験者）採用選考申込書

半年以内に撮影した鮮明な写真を貼り付けてください。
（写真はタテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽）

○小論文

所定の用紙（この募集ページからダウンロードしたもの）のテーマに対し、400字程度で記入してください。

※採用選考申込書と小論文は、手書きまたはワード使用どちらでも可です。

○前職証明書又は在職証明書

自治体等において25年以上勤務した経験を証する書類

※申込時に写しのデータを提出したうえで、原本は試験当日に必ず持参してください。

※申込時点で取得できない方は申立書を提出してください。

提出先 ○提出先（郵送または直接持参）

提出方法 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

堺市健康福祉局健康福祉総務課 宛

○提出方法

封筒の表に「堺市非常勤職員（自治体等経験者）採用選考申込書類在中」と明記し、上記の提出書類（折り曲げ厳禁）を簡易書留にて郵送または直接持参してください。

(3) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・受験に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。
ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

4 報酬・勤務条件等

（令和7年4月現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。）

◆任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

◆勤務時間：原則週30時間勤務

（原則、週4日、午前9時00分～午後5時15分（休憩45分）

ただし、職場により週30時間勤務の範囲内で変更となる場合があります。）

◆任 期：令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

- ・採用日は前後する場合があります。
- ・勤務成績等が良好なものについては、再度の任用を1年ごとに行い、最長5年間又は65歳に達する年度末のいずれか早い方まで任用することがあります。

◆報酬：月額213,900円（※年収約310万円）（週30時間勤務の場合）

※期末・勤勉手当を含んだ額となります。任用初年度の年収は約188万円です。

◆期末・勤勉手当：6月、12月に支給 ※任用初年度は割落とし有

◆諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償等として支給（※ 扶養手当等は支給しません。）

◆休日等：週休3日（週4日、週30時間勤務の場合）、祝日、年末年始（配属先により異なります。）

◆休暇：年次有給休暇（週4日、週30時間勤務の場合20日間）、特別休暇（夏季、介護、人間ドック等）等 ※任用初年度は割落とし有

◆勤務地：市役所本庁及び各区役所等

◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

（週 20 時間未満勤務の場合、健康保険は加入できません。）

5 その他

◆外国籍の方が受験を希望される場合は、次の事項を確認してください。

堺市では、外国籍の職員は、公務員に関する当然の法理（外国籍の方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという法理）に基づき、次のような職及び事務に就くことができません。

① 公権力の行使にあたる事務を担当する職

- ・市民の権利又は自由を一方的に制限する内容を含む事務
- ・市民に対して義務又は負担を一方的に課する内容を含む事務
- ・市民に対して強制力を持って執行する内容を含む事務
- ・その他公権力の行使に該当する事務

（例）租税の賦課・滞納整理、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、

立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、開発行為の

規制、食品衛生監視、環境衛生監視 等

② 公の意思の形成への参画に携わる職

- ・市の基本施策（企画、財政、人事、組織等に関するものに限る。）の決定等に携わる職

6 問い合わせ先

堺市健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL072-228-7588（直通） FAX072-228-7853

（参考）

○堺市会計年度OB職員（自治体等勤務経験者）募集案内ホームページアドレス

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shokuin/houjinshido_ubosyu.html

○堺市ホームページアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/>